

※数字は全角で記載してください

記載不要です→

(調査依頼者←→実施医療機関の長)

該当箇所を「○」で囲んでください→

整理番号	
区 分	① 一般使用成績調査 2. 特定使用成績調査 3. 使用成績比較調査 4. 副作用・感染症報告
	a. 医薬品 b. 医療機器 c. 再生医療等製品

業務委託に関する覚書

受託者 弘前大学医学部附属病院（以下「甲」という。）と 委託者 ●●株式会社（以下「乙」という。）及び ▲▲株式会社（以下「丙」という。）は、甲乙間にて、 年 月 日付で契約締結した製造販売後調査契約書（以下「原契約書」という。）に基づく^{↑記載不要です}医薬品等 ●●錠の製造販売後調査（以下「本調査」という。）の実施に際し、以下の各条のとおり覚書を取り交わすものとする。なお、その他の条項については、原契約書のとおりとする。

（委託される業務）

第1条 甲は、乙が本調査に関し、次に規定される業務を丙に委託することを承認する。なお、乙丙間の業務の委受託に関しては、本覚書に定めるもののほか、別途締結の委受託契約書（以下「原委受託契約書」という。）によるものとする。

- 例) ① 本調査の開始準備に関する業務
② 甲との契約締結に関する業務
③ 調査概要の説明、症例登録及びデータベースへの入力及び再調査等に関する質問対応に関する業務
④ 終了手続に関する業務
⑤ 実施状況調査（本調査に関する記録の閲覧等）に関する業務
⑥ 安全性情報の収集等に関する業務
⑦ その他前各号に付随又は関する業務

※上記を参考の上、業務内容を記載してください

（業務の実施）

第2条 丙は、本覚書のほか原契約書ならびに原委受託契約書に基づき、本業務を実施するものとする。

（本覚書の効力等）

第3条 本覚書は、覚書締結日から原契約書の変更等にかかわらず本調査の終了までの間、効力を有するものとする。

2 本覚書に規定する事項は、甲乙丙間の協議により、変更または解除することができるものとする。

（責任の所在）

第4条 乙は、丙が実施する本業務の履行について、甲に対して責任を負う。ただし、丙は、本条の規定により、原委受託契約書に基づく丙の乙に対する責任を免れない。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、甲乙丙各1通を保有する。

年 月 日

↑記載不要です

甲 青森県弘前市本町53番地
国立大学法人弘前大学
契約担当役
医学部附属病院長 ●●●● 印

乙 ●●
●●株式会社
代表取締役社長 ●●●● 印

丙 ▲▲
▲▲株式会社
代表取締役社長 ●●●● 印

↑(案)提出時の乙および丙の押印は不要です

上記の契約内容を確認するとともに、製造販売後調査の実施に当たっては各条項を遵守いたします。

年 月 日

↑記載不要です

調査責任医師 : ●●●● 印

↑責任医師の押印については当院で対応します